

基本目標1

共に助け合い、安全・
安心に暮らすために

一人一人が地域のつながりの中で、共に支え合いながら、地震などの大規模な自然災害や犯罪などの危険から身を守るとともに、安全に安心して住み続けられるまちを目指します。

分野別の将来像と施策体系

地域で共に助け合う、災害に強く犯罪のないまち

- 施策01 災害に強いまち
 - 施策02 防犯対策の推進
 - 施策03 消費生活の安定と向上
-

1-1 地域で共に助け合う，災害に強く犯罪のないまち

施策01 災害に強いまちづくり

目的	対象	市内にいるすべての人，市内全域
	意図	災害から身を守る，災害に強いまちになる

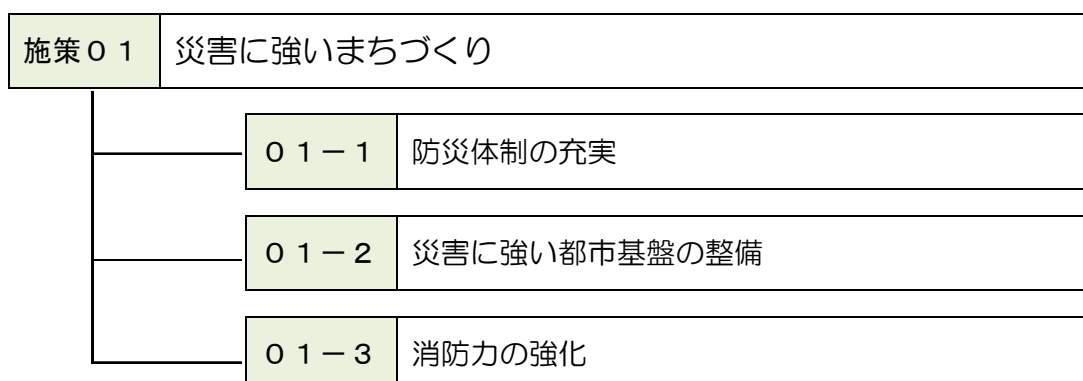
施策の方向

市内にいるすべての人の生命・身体・財産を災害の脅威から守るため，減災対策の充実，災害時の対応能力の強化及び復旧復興体制の整備について，自助・共助・公助の考えの下，個人，地域，事業者，行政のそれぞれの役割に応じた取組を推進します。

後期基本計画における施策のポイント

- 近年の地震や風水害や過去の教訓を踏まえた防災・減災対策の強化
- 自助の意識の一層の醸成と共助・公助とも連携したソフト・ハード両面からの対策の充実
- 災害時における実践的な協力関係の構築に向けた災害時相互応援協定締結自治体との連携
- 災害時における他団体などからの支援の受入れに関する体制整備
- 延焼遮断帯の形成，緊急輸送道路の機能確保，住宅の耐震化，下水道施設の耐震化など防災都市づくり

基本的取組の体系



現状と課題

- 近年の自然災害や過去の教訓を踏まえ、ソフト・ハード両面から災害に強いまちづくりを計画的・横断的に進めていくほか、様々な媒体を活用しながら周知啓発に努めることで、自助意識の醸成を図る必要があります。
- 首都直下地震等を想定した減災・防災対策の改善・強化に取り組むほか、東京都帰宅困難者対策条例に基づき、帰宅困難者対策を計画的に推進する必要があります。
- 地球温暖化などの影響で、猛暑日（最高気温が35℃以上の日）が連日観測されており、都市の高温化が進んでいることから、避難所等の高温対策などが課題となっています。
- 防災市民組織の結成と運営支援の継続、調布市避難行動要支援者※避難支援プランに基づく支援体制の整備、調布市防災教育の日の取組など、地域で助け合う防災体制づくりが必要です。
 - ※要配慮者…発災前の備え、発災時の避難行動、避難後の生活などの各段階において特に配慮を要する者。
具体的には、高齢者、障害者、難病患者、乳幼児、妊産婦、外国人等を想定する。
 - ※避難行動要支援者…要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るうえで特に支援を要する者
- 長野県木島平村との災害援助協定をはじめ、岩手県遠野市、岐阜県岐阜市及び富山県富山市との広域連携による災害時相互応援協定、NPO法人や近隣市と連携したドローンを活用した激甚災害時における支援活動に関する協定の締結など、多様な主体との連携により災害の教訓を踏まえた改善・強化に継続的に取り組んでいます。
- 避難所における災害対応能力の向上を図るため、避難所ごとの運営マニュアルの作成を促進し、女性や要配慮者※等の視点を踏まえた運営体制の構築が求められています。
- 備蓄資機材については、被害想定に対応した防災備蓄品の確保に努めるとともに、アレルギー対応や高齢者など多様なニーズへの対応が求められています。
- 震災時の建物の倒壊による特定緊急輸送道路の閉塞を防ぐため、東京都等とも連携しながら、特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震化の促進が課題となっています。
- 震災時における輸送機能とともに、延焼遮断機能を確保するため、都市計画道路などの都市基盤の整備を進めていく必要があります。
- 災害時における避難所等からの排水を安定的に処理するため、次期調布市下水道総合計画に基づき、計画的・効率的に管路等の劣化対策や地震対策を進めていく必要があります。
- 災害時の医療救護について、市内9病院の緊急医療救護所で継続的に訓練を実施し、設置運営マニュアルを検証するなど、災害時医療救護体制を構築していく必要があります。



調布市防災教育の日
における防災訓練の様子

調布市内の特定緊急輸送道路



出典：調布市耐震啓発パンフレット

第3編 分野別計画

○国は、全国各地で頻発・激甚化している豪雨に伴う洪水等の水害について、逃げ遅れや水害被害を減らすため、水防法の一部を改正し、洪水や土砂災害のリスクが高い区域に存する要配慮者利用施設における避難確保計画作成及び避難訓練の実施を義務化しました。

○近年の気候変動による局地的な集中豪雨や降雹が増加していることから、浸水被害を減少させるため、ソフト・ハード両面からの取組を進めていく必要があります。

○市が、狛江市及びNPO法人と「災害時における無人航空機（ドローン）を活用した支援活動等に関する協定」を締結（2017（平成29）年3月）したことを契機に、近隣自治体に協定の輪が広がりました。より広域的に連携することで、大規模災害発生時に、市区域を越えて被災状況を迅速に把握することができ、自治体の災害対応能力の向上につながっています。



無人航空機（ドローン）

✚ 基本的取組の内容

01-1 防災体制の充実

◆自助・共助の取組の推進による地域の防災体制づくり

防災訓練や調布市防災教育の日の取組を通じて市民一人一人の防災意識を醸成するとともに、共助による地域の防災体制づくりを普及促進するため、地域に根差した防災活動の主体となる防災市民組織の育成支援を図ります。

◆地域等と連携した要支援者支援体制の構築

調布市避難行動要支援者避難支援プランに基づき、避難行動要支援者名簿について消防、警察等の関係機関や協定締結に基づく地域組織（自治会、マンション管理組合等）への提供を推進するとともに、地域組織における避難誘導等の促進を図るなど、要支援者に対する災害時の支援体制の構築を図ります。

◆災害時における他団体などからの支援の受入れに関する体制整備

東京都が2018（平成30年）1月に策定した「東京都災害時受援応援計画」を踏まえ、災害時における救援物資等に係る体制整備などを定めた他自治体などからの支援の受入れに関する計画等を策定し、体制整備に向けた検討を進めていきます。

◆関係機関・事業者等との連携体制強化

災害時における他自治体との連携強化や帰宅困難者、駅前滞留者などの対策、二次避難所（福祉避難所）の確保が円滑に行われるよう、他自治体や市内の学校、事業者などとの災害時協定の締結及び見直しを推進します。

◆避難所運営、緊急医療救護所、避難勧告等の円滑な実施に係るソフト対策の強化

避難所運営マニュアルについて、妊産婦や高齢者など要配慮者の視点を踏まえ、各種防災訓練での実践・検証を進めます。また、医師会等の医療関係団体との緊急医療救護所訓練を通じて、災害時における初動医療体制を構築します。


◆備蓄資機材の確保・充実による災害対応能力の向上

乳幼児や高齢者など要配慮者等への個別対応に加え、東京都の被害想定に基づく備蓄資機材の確保・充実を図ります。また、物流事業者との連携による物資輸送体制を構築するとともに、物資輸送拠点等の確保に努めます。

◆情報伝達能力の向上

災害発生時の連絡手段として有効な防災行政無線のデジタル方式への移行や、市民防災メールや防災フリーダイヤル、調布エフエム等による災害情報等の提供など様々な手法を用いることにより情報伝達能力の向上を図ります。

まちづくり指標

まちづくり指標	現行計画策定時	基準値	目標値 (2022(平成34)年度)
災害が発生した際、避難する避難所や家族等との連絡体制を決めている市民の割合	—	平成30年度実施の市民アンケートにより把握	

基本計画事業候補

事業名	防災市民組織の育成	担当課	総合防災安全課	重点1
事業の概要	防災に関する各種講演会や出前講座などの実施、防災備蓄品の提供等による支援を行い、防災市民組織の新規結成や育成を図ることで、市民の防災意識の高揚と市民生活の安全確保を図ります。			

事業名	調布市災害時避難行動要支援者避難支援プランの推進	担当課	福祉総務課	重点1
事業の概要	「調布市災害時避難行動要支援者避難支援プラン」に基づき、災害時に安全に避難することが困難な高齢者や障害者などの避難行動要支援者に対し、地域組織による支え合い・助け合いによる支援体制を整備し、災害時の地域の安全・安心の体制を強化します。			

事業名	防災備蓄品の確保・充実	担当課	総合防災安全課	重点1
事業の概要	東京都の被害想定に基づき、食料や生活用品などの確保・充実を行うとともに、乳幼児や高齢者など要配慮者等の視点を踏まえた防災備蓄品を配備していきます。また、物流事業者との連携による物資輸送体制を構築するとともに、物資輸送拠点等の確保に努めます。			

事業名	災害情報システムの維持管理・充実	担当課	総合防災安全課	重点1
事業の概要	的確に市民へ防災情報を提供するため、防災行政無線などの災害情報システムを維持管理していくとともに、防災行政無線のデジタル方式への移行を進めます。			

事業名	小・中学校施設の整備【再掲】	担当課	教育総務課	重点2
事業の概要	児童・生徒が良好な環境の中で学ぶことができるよう、老朽化した学校施設の計画的な維持・保全を推進するとともに、非構造部材の耐震化、避難所機能の充実を図ります。また、教育人口の増加に伴う不足教室への対応に引き続き取り組みます。			

その他の主な事業

- ・ 緊急時の水の確保

01-2 災害に強い都市基盤の整備

◆ 特定緊急輸送道路の沿道建築物の耐震化

震災時における復旧・復興の輸送経路となる特定緊急輸送道路に面した沿道建築物の耐震化を促進します。


◆ 骨格となる都市基盤の整備

震災時における輸送機能とともに、市街地の延焼を防止し、かつ、避難路や消防活動等の救援・救護活動の空間ともなる延焼遮断機能を確保するため、その軸となる都市計画道路などの都市基盤の整備を進めます。

◆ 下水道などの耐震化等の促進

地震発生時においても、避難所や病院等からの排水を安定的に処理するため、下水道施設の耐震化や診断を進めるとともに、老朽化した管路の機能維持・更新を促進します。

まちづくり指標

まちづくり指標	現行計画策定時	基準値	目標値 (2022(平成34)年度)
特定緊急輸送道路の沿道建築物(補助対象建築物)の耐震化率	21.9% (2013(平成25)年度)	40.8% (2017(平成29)年度)	

基本計画事業候補

事業名	特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業	担当課	住宅課	重点1
事業の概要	震災時の建物の倒壊による特定緊急輸送道路の閉塞を防ぐため、補強設計、耐震改修、建替え及び除却に要する費用の一部補助により、沿道建築物の耐震化の促進を図ります。			

事業名	下水道施設の機能維持【再掲】	担当課	下水道課	重点 1
事業の概要	持続的な下水道事業を推進するため、次期調布市下水道総合計画に基づき、計画的・効率的に施設の維持管理を進めます。また、災害時における避難所等からの排水機能を確保するため、管路等の地震対策を推進します。			

事業名	住宅の耐震化の促進【再掲】	担当課	住宅課	重点 1
事業の概要	1981（昭和56）年5月31日以前の旧耐震基準により建築された木造住宅の所有者及び分譲マンションの管理組合等に対して、耐震診断等に係る費用を一部助成するなど、耐震化を図ります。			

事業名	道路網計画に基づく計画的な道路ネットワークの形成【再掲】	担当課	道路管理課	重点 4
事業の概要	将来の交通需要に対応した秩序ある道路交通網を形成するため、調布市道路網計画に基づき、都市計画道路の整備を計画的に推進し、交通機能の向上を図ります。併せて、市民生活に密着し、防災性・快適性・コミュニティの向上を図る生活道路について住民の理解と地権者の協力の下、拡幅整備を進めます。また、地域の実情を踏まえた都市計画道路の計画の見直しを検討します。			

01-3 消防力の強化

◆消防施設の適切な整備・管理の推進

災害時に迅速な消火活動を展開できるよう、消火栓・防火貯水槽などの消防水利施設を計画的に整備・更新します。

◆消防団の円滑な運営と対応能力の向上

消防団の円滑な運営を図るため、消防団員の確保に努めるとともに、消防団装備品等の充実、消防資機材の計画的な更新など、消防団の対応能力の向上を図ります。

まちづくり指標

まちづくり指標	現行計画策定時	基準値	目標値 (2022(平成34)年度)
防火貯水槽の整備区域	386 区域 (2013(平成25)年度)	391 区域 (2017(平成29)年度)	

基本計画事業候補

事業名	消防水利の整備・維持管理	担当課	総合防災安全課	重点1
事業の概要	消防水利として使用する防火貯水槽を整備・更新するとともに、消火栓の新設や維持管理を行います。			

事業名	消防団の対応能力の向上	担当課	総合防災安全課	重点1
事業の概要	火災等の災害時に火事状況などの確な情報送信や消防団員が有効かつ効率的に活動ができるよう、消防ポンプ車の更新や装備品等の充実、火災伝達システムの維持管理、AED装備など災害時の対応能力の向上を図ります。			



参加と協働の視点 ～市民等に期待される役割～

- 市民は、自らの命は自らが守るという「自助」の考えに立ち、防災に関する情報の積極的な取得、食料の備蓄や家具の転倒防止など、常日頃から自主的に災害への備えを行うとともに、コミュニティを核とした地域の防災活動に積極的に参加・協力します。
- 事業者は、災害時における協定の締結に協力するとともに、安全・安心な地域社会の形成を担う一員として、従業員の安全確保をはじめとする帰宅困難者対策や事業継続のために備えるなど、防災対策に主体的に取り組みます。

《多様な主体との主な連携事例》

連携事例	連携のパートナー
総合防災訓練	災害時における各種協定締結団体
緊急医療救護所設置・運営訓練	調布市医師会，調布市歯科医師会，調布市薬剤師会，調布市柔道整復師会
地域防災体制の充実	調布市消防団，防災市民組織

施策02 防犯対策の推進

目的	対象	市内にいるすべての人
	意図	安心して生活できる安全な環境をつくる

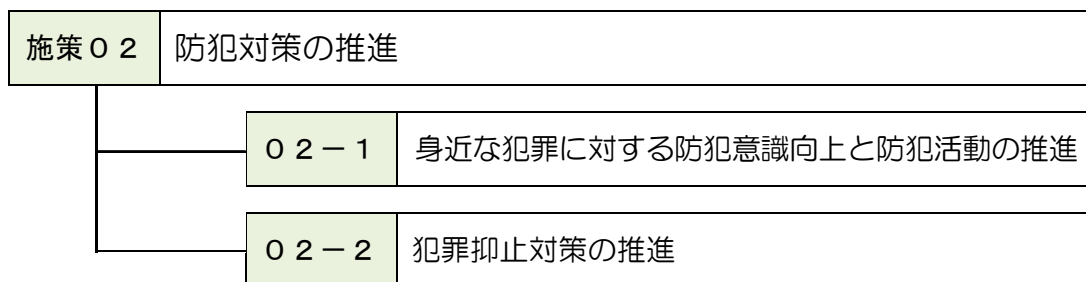
✚ 施策の方向

市民一人一人の身近な犯罪に対する防犯意識の向上と防犯行動の促進，地域ボランティアによる防犯活動の促進，市民，地域，警察，行政の協力体制の維持・向上により，市民が安心して生活することができる犯罪のないまちづくりを目指します。

✚ 後期基本計画における施策のポイント

- 市民一人一人の防犯意識の向上や自主防犯活動の促進
- 特殊詐欺の被害防止
- 防犯カメラ等の防犯設備を有効活用した防犯環境の整備
- 市民，事業者，警察，行政の連携による防犯体制づくりの推進

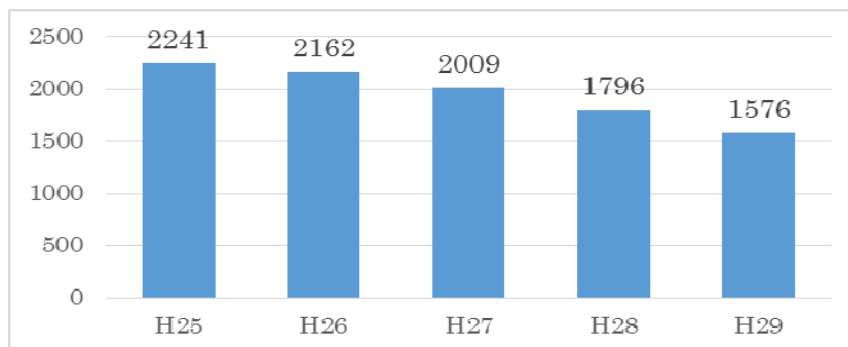
✚ 基本的取組の体系



現状と課題

- 調布市内における刑法犯認知件数は減少傾向にありますが、万引きや空き巣、自転車盗など身近な犯罪は、未だ多い状況にあり、市民、地域、警察、行政が連携し対策を進めていく必要があります。
- 各種の犯罪発生を未然に防止するため、小学校の通学路への防犯カメラの設置や、自治会や商店街などの団体による防犯カメラの設置について推進しています。今後は、街頭防犯カメラの設置促進に向けた支援体制の検討のほか、市が設置する防犯カメラについて、2017（平成29）年12月に施行した街頭防犯カメラ設置要綱に基づき、犯罪の抑止効果が期待できる場所に段階的に設置していく必要があります。
- 特殊詐欺の被害防止に向け、引き続き、警察署等と連携しながら、様々な媒体を通じて詐欺被害の最新の傾向と対策の周知啓発に努めるとともに、自動通話録音機の貸出を継続するなど、被害防止対策に取り組む必要があります。
- 犯罪が発生しにくいまちを目指し、関係機関や地域団体と連携し、官民一体となった防犯対策を推進する必要があります。
- ラグビーワールドカップ2019™日本大会及び東京2020大会を見据え、東京都をはじめ、関係機関と連携しながら防犯対策を検討する必要があります。

市内犯罪（刑法犯）認知件数（暦年）



出典：調布警察署調べ

基本的取組の内容

02-1 身近な犯罪に対する防犯意識向上と防犯活動の推進

◆市民一人一人の防犯意識の向上

空き巣や自転車盗など、日常生活の身近なところで発生する犯罪を減らすため、各種媒体などにおいて犯罪の状況や対策などの生活安全に関する情報を発信し、被害の予防と防犯意識の向上を図ります。

振り込め詐欺をはじめとする特殊詐欺の被害防止については、最新の被害傾向と対策についてリアルタイムな広報啓発活動のほか、各種キャンペーン、ふれあい給食、出前講座において具体的な被害事例を紹介することで注意喚起します。また、調布警察署等と連携し、自動通話録音機を貸し出すなど、特殊詐欺被害の防止に取り組みます。

第3編 分野別計画


◆防犯教育の推進

小・中学校におけるセーフティ教室や児童館における防犯教室の実施など、子どもたちの防犯教育に取り組みます。また、学童クラブなどにおいて安全・安心マップの作成を支援することで、作成の過程でどのような場所が犯罪に巻き込まれやすく気をつける場所なのかを理解させることにより、犯罪被害防止能力の向上を図ります。

◆地域防犯活動への支援

地域における防犯のまちづくりを進めるため、防犯パトロール支援用品の貸与や防犯意識啓発グッズの配布により、防犯活動を支援するとともに防犯意識の向上を図ります。また、それぞれの地域において自治会、PTAなどによる自主的な防犯活動を促進し、安全・安心に暮らせる地域社会の形成を支援します。

まちづくり指標

まちづくり指標	現行計画 策定時	基準値	目標値 (2022(平成34)年度)
治安の面で自分の住んでいる地域が安心して暮らせると感じている市民の割合	78.8% (2014(平成26)年度)	84.8% (2017(平成29)年度)	

基本計画事業候補

事業名	地域での防犯パトロールの支援	担当課	総合防災安全課
事業の概要	防犯パトロール支援用品を貸与するとともに防犯意識啓発グッズの配布など、地域での防犯パトロールを支援し、防犯意識の向上を図ります。		

02-2 犯罪抑止対策の推進

◆安全・安心パトロールの実施

地域住民による防犯パトロールと連携し、適宜、重点地域を定めるほか、学校の長期休暇期間中や土日における巡回等、効果的な安全・安心パトロールを継続します。

◆犯罪が発生しにくいまちへの環境づくり

各種犯罪を未然に防止するため、自治会・商店街等による防犯カメラ等の防犯設備の設置支援を継続するとともに、市が設置する防犯カメラについて、調布警察署をはじめ関係機関と連携しながら設置し、犯罪が発生しにくい環境づくりを進めます。

まちづくり指標

まちづくり指標	現行計画 策定時	基準値	目標値 (2022 (平成 34) 年)
市内刑法犯認知件数 (暦年)	2,241 件 (2013 (平成 25) 年)	1,576 件 (2017 (平成 29) 年)	↓

基本計画事業候補

事業名	犯罪抑止対策の推進	担当課	総合防災安全課	重点 1
事業の概要	調布子ども安全・安心パトロールや調布夜間安全・安心パトロールに加え、商店街・自治会等が設置する街頭防犯カメラの設置支援や市が設置・管理する街頭防犯カメラを有効活用することで、犯罪の抑止効果を高めます。			



参加と協働の視点 ～市民等に期待される役割～

- 市民は、犯罪や事故を未然に防ぐために必要な知識を身につけるとともに、地域における自主的な防犯活動に積極的に参加・協力します。
- 事業者は、防犯まちづくりについて理解を深め、地域と協力して犯罪が発生しにくい環境づくりに努めます。

《多様な主体との主な連携事例》

連携事例	連携のパートナー
地域での防犯パトロール	市民, 地域団体 など

施策03 消費生活の安定と向上

目的	対象	消費者
	意図	安全で安心な消費生活をおくることができる

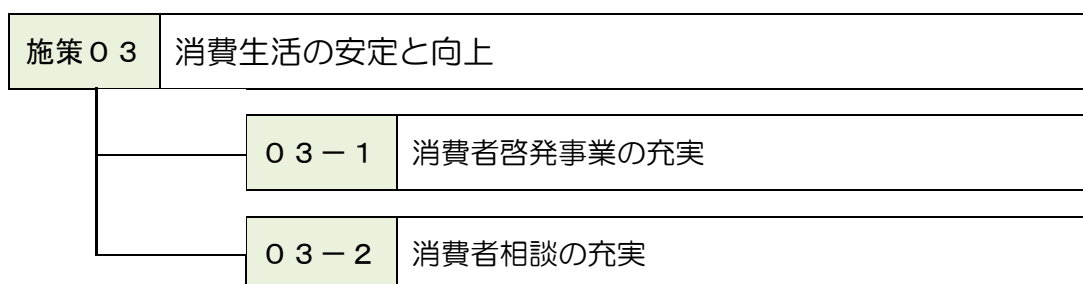
✚ 施策の方向

市民が、自らの自覚と判断により消費者トラブルから身を守り、安心して生活できる消費者となるよう消費者啓発の充実を図ります。また、消費者トラブルに巻き込まれた市民に対して的確に対応できるよう相談員のスキルアップや相談体制を整えます。

✚ 後期基本計画における施策のポイント

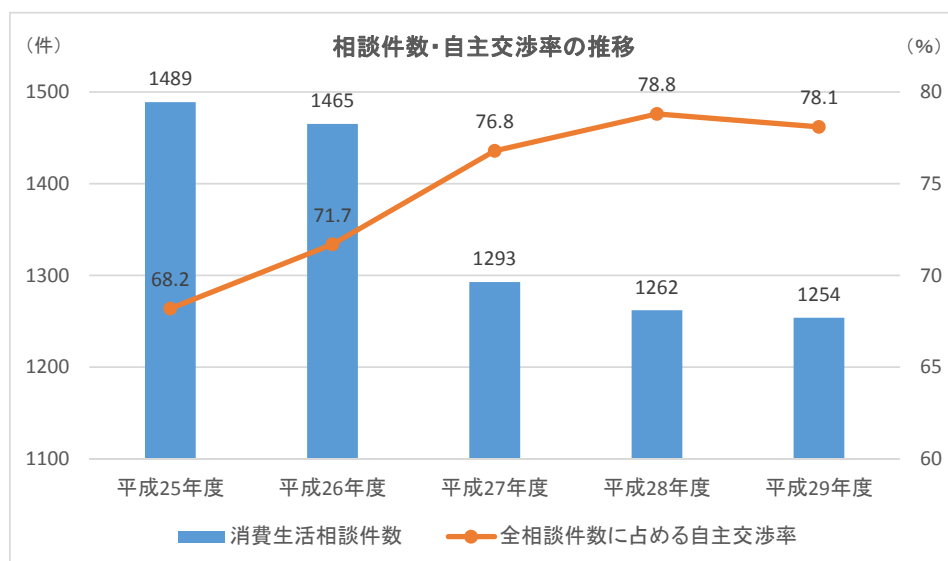
- 多様化・複雑化する消費者相談への対応や多様な主体と連携した消費者教育の推進
- 食品ロス削減に向けたフードドライブなどの取組や普及啓発の推進

✚ 基本的取組の体系



現状と課題

- 2012（平成24）年12月に「消費者教育推進法」が施行され、地方公共団体に消費者の自立を支援するための教育が義務付けられました。
- 成年年齢の引き下げにより、2022（平成34年）年4月から18歳、19歳でも、携帯電話の契約、賃貸契約、クレジットカードをつくる契約など自分の意思で様々な契約ができるようになることから、若者への消費者教育の必要性が高まっています。
- 食品ロス削減に向け、食べ物を無駄なく大切に消費するため、家庭で余っている食品を持ち寄り市内福祉施設等へ無償で提供するフードドライブを実施しています。
- 全国の消費生活センター等に寄せられる消費生活相談は減少傾向にありますが、経済面や健康面等の不安につけ込んだ高齢者の消費者トラブルは増加しています。また、インターネットやスマートフォンの普及に伴い、インターネット取引に係る消費者トラブルが各年代とも相談内容の上位となっています。
- 調布市では、市報や調布エフエムなどを活用した情報発信や出前講座の開催、消費者トラブルを未然に防ぐための冊子「生活ひとくちメモ」などを通じ、被害防止に向けた啓発事業に取り組んでいます。
- 2014（平成26）年6月の消費者安全法の改正に伴い、2016（平成28）年4月に調布市消費生活センターの組織や運営などを定めた「調布市消費生活センター条例」を施行し、消費生活に関する消費者の利益の保護及び知識の普及啓発を図っています。
- 調布市消費生活センターでは、専門の相談員を配置した消費生活相談窓口を設置しており、年間の消費生活相談件数は約1,200件余で推移しています。引き続き、複雑・多岐にわたる相談に対応するため、相談員のより一層のレベルアップを図るとともに、相談窓口の周知を図り、だれもが気軽に相談できる環境を整備していく必要があります。また、高齢者の見守り施策と連携した取組が必要です。
- ラグビーワールドカップ2019TM日本大会や東京2020大会に関連した被害など、新たな手口による詐欺的な悪質商法が想定されることから、引き続き多様な主体と連携し、啓発に有効な事業を展開し、消費者トラブルの未然防止と自立した消費者の育成を図っていく必要があります。



✚ 基本的取組の内容

03-1 消費者啓発事業の充実

◆市民生活に役立つ消費者情報の提供

商品やサービス，販売方法が多様化する中，消費生活上のトラブルを未然に防止するため，消費者の年齢や生活環境の違いにも対応できるよう，様々な媒体を活用し，迅速で正確な消費者情報を提供します。

◆環境に配慮した消費者行動の普及啓発

消費者団体連合会，社会福祉法人地域公益活動連絡会などと連携したフードドライブの実施や30・10（さんまる・いちまる）運動の周知に取り組みます。

◆多様な主体と連携した消費者教育の充実

子どもから高齢者まで，自主的に合理的な消費行動をとることができるよう，学校や地域活動団体等と連携し，生涯を通じた消費者教育を推進します。

まちづくり指標

まちづくり指標	現行計画策定時	基準値	目標値 (2022(平成34)年度)
消費者啓発事業への参加者数	2,104人 (2013(平成25)年度)	4,670人 (2017(平成29)年度)	

基本計画事業候補

事業名	消費者啓発事業	担当課	文化生涯学習課
事業の概要	消費者教育の推進に向け，消費生活に役立つ情報発信や，消費者トラブルを未然に防止するための啓発事業などを行います。		

03-2 消費者相談の充実


◆消費生活相談員のスキルアップ

より効果的に消費者トラブルに対処できるようにするため，様々な研修機会の確保や弁護士などの活用により，消費生活相談に従事する消費生活相談員のスキル向上を図ります。

◆消費者トラブルの早期発見と支援

消費者トラブルに巻き込まれた市民の相談に応じる各種の消費生活相談窓口の周知を図ります。また，消費者問題の解決の他に，多重債務者などの社会的に支援を必要とする市民に対し，必要なサービスにつなげることができるよう，関係機関や消費生活センターを含めた各種相談窓口，市民団体等の多様な主体と連携し，より充実した相談支援体制について検討します。

まちづくり指標

まちづくり指標	現行計画策定時	基準値	目標値 (2022(平成34)年度)
消費者相談に占める自主交渉率(※)	68.1% (2013(平成25)年度)	78.1% (2017(平成29)年度)	

※自主交渉率

消費生活センターにおける相談件数のうち、相談員のアドバイスにより相談者自ら解決に取り組むこととなった件数の割合

基本計画事業候補

事業名	消費者相談事業	担当課	文化生涯学習課
事業の概要	消費者トラブルの相談に応じる消費生活センターの運営や周知を行うとともに、関係各署と連携し消費者トラブルの解決に取り組みます。		



参加と協働の視点 ～市民等に期待される役割～

- 市民は、主体的で適切な意思決定ができるよう、消費生活に関する必要な情報を収集し、日ごろから消費者トラブルに巻き込まれないよう心がけます。
- 事業者は、法律を遵守した健全な経済活動により、消費者の安全と取引の公正を確保します。

《多様な主体との主な連携事例》

連携事例	連携のパートナー
消費に関する講座・イベントでの啓発及び相談事業	調布市社会福祉協議会，地域包括支援センター，東京都，調布市消費者団体連合会

